

ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、私傷病・看護・介護のための特別有給休暇



オエノンホールディングス株式会社
経営戦略企画室
マネージャー(人事担当)

美川 真人 さん(左)

合同酒精株式会社
総務部 人事グループ
アシスタントマネージャー

三浦 広勝 さん(右)

企業プロフィール

- 事業内容：酒類事業、加工用澱粉事業、酵素医薬品事業、不動産事業
- 従業員数：89名(単体) 970名(連結)(2013年12月31日現在)
- 年次有給休暇の取得率：71.5%
- 年間休日数：123日
- URL：<http://www.oenon.jp/>

社員の働く意欲を引き出し、安心して働ける環境を整備

実践！

こうすればできる！
こうすればのびる！

- ① 社員の地域貢献、ボランティア活動を後押し
- ② 社員の不安、要望を真摯に受けとめる
- ③ 休暇取得推進を管理職評価に反映する



震災をきっかけに「ボランティア休暇」を新設

合同酒精株式会社などをグループ会社を持つ当社は、宮城県仙台市や青森県八戸市に事業所があり、平成 23 年の東日本大震災時には、経営陣が被災地を回り、炊き出しや物的支援を行いました。その翌年からは新入社員研修の一環で、ボランティア研修を実施。平日 5 日間、宮城県南三陸町を訪れ、震災当時の様子や復興の状況などについての話を聞き、土砂・瓦礫の撤去作業、牡蠣の養殖やわかめの収穫などのお手伝いなどを行っています。

そして平成 25 年度、全社員を対象に、新たに 5 日間の有給の特別休暇として「ボランティア休暇制度」を設けました。ボランティアの種類、場所は個人の自主的な判断に任せるもので、被災地の復興支援に行く者もいれば、地域貢献や介護施設や養護施設で活動する者も。ボランティアを通じて多くのことを学び、何よりコミュニケーション能力を高めるきっかけとなっています。

働く意欲を高める「リフレッシュ休暇」を拡充

震災以降、家族や個人の生活を見直す機運の高まりを受け、社員の働き方の見直しも進めてきました。それまでは仕事優先で残業も厭わないという空気が多少なりともあったように思います。そこで始業時間を早め、就業時間は朝 8 時から 16 時半までとし、毎週水曜日はノー残業デーにしています。夏休みも従来は 5 日間でしたが、7 日間にしました。

平成 26 年度からは、有給の特別休暇である「リフレッシュ休暇」の拡充も行っています。これまでは勤続 10 年ごとに取得できる制度でしたが、勤続 5 年から 10 年、15 年、20 年・・・と 5 年ごとの取得としました。勤続 5 年で 3 日、10 年と 15 年は 5 日、20 年と 25 年は 7 日、30 年以降は 10 日取得できます。これは、勤続表彰制度の一環でもあり、勤続 20 年、30 年、40 年のタイミングにはさらに旅行券も支給しています。

万が一の備え！

「私傷病・看護・介護のための特別有給休暇」

当社では社員のワーク・ライフ・バランスを推進する中で、管理職の評価制度でも、年次有給休暇の取得促進と時間外労働の圧縮・削減等を評価項目に含めています。

平成 26 年度からは、年次有給休暇を消化した場合には、新たに使える 3 日間の特別有給休暇を付与することになりました。年次有給休暇をご自身の余暇、休息のために有効に使っていただいた上で、万が一、ご自身の私傷病、もしくは家族の看護、介護の必要があるときなどは 3 日間の特別有給休暇を利用していただく、いわば、保険のようなものです。法定の子の看護・介護休暇とは別枠で取得することができます。取得条件は、毎年 4 月

はじめにおいて、前々年度の年次有給休暇をすべて取得していること。つまり、消滅する年次有給休暇がないこと。そして、診断書などの書類提出と 3 日間の連続取得が条件です。まずは、すべての社員に年次有給休暇の取得を促し、特別有給休暇を付与される社員の数を増やすことが第一目標ですが、今後、3 日では少ないという要望があれば、日数の拡充も検討します。



制度活用事例

思わぬケガで 3 日間の「特別有給休暇（私傷病）」を利用（今野さん）

私は松戸にある研究所で医薬品の開発と改良に携わっています。研究の仕事は大好きでどうしても夢中になってしまいがちです。でも、いい仕事をするためには息抜きやリフレッシュするための自分の時間も必要です。そこで、4 年前からロッククライミングを始めました。就業時間が 8 時から 16 時半で、夕方早く帰ることができるので、平日はジムでトレーニングして、週末は山で岩を登っています。

ところが今年春、足を踏み外して岩から落ち、肩を脱臼。手術をすることになってしまいました。突然のケガで自分自身ショックを受けると同時に、職場に迷惑をかけてしまって申しわけない気持ちでいっぱいでした。また、一昨年、病気で入院して、退院後の定期検診などで年次有給休暇を使ってしまっていたので、3 泊 4 日の入院が必要と医師から言われたときは困ったなあと思いました。上司に相談すると、逆に、一昨年の年次有給休暇を使い切っているので、3 日間の特別有給休暇制度を活用できると聞き、ホッとしました。何かあった時のための保険としての休みがあるのはとても心強いですね。

子どもの急な病気も、「特別有給休暇（子の看護）」で乗り切る（武部さん）

当社ではここ数年の間で、出産後仕事へ復帰するのは必然という環境が整ってきました。私も 2 人の子ども

がおり、上の子はあまり病気をすることがなかったのですが、下の子が喘息持ちで、保育園から呼び出されることが増え、休むことも多くなってしまいました。

今年もマイコプラズマ肺炎になってしまい、1 週間ほど休みましたが、その後も喘息の発作で 1 週間入院となり、休まざるを得なくなりました。法定の看護休暇はもう使ってしまったし、どうしようと途方に暮れていたのですが、3 日間の特別有給休暇を使わせていただくことで乗り切ることができました。

私は毎年、20 日間の年次有給休暇をいただいています。ほとんど子どもの急な熱や病気のために使っている状態です。主人に協力してもらうこともあるのですが、子どもは体調が悪いと、そばに母親がいないと不安がるので、私に対応することが多くなってしまいます。そのため、何かあった時のための休みの必要性を日々実感しています。子どもがもう少し大きくなったら、年次有給休暇を自分のために計画的に使えるようになりたいですね。



合同酒精株式会社
酵素医薬品研究所

今野 愛美 さん(右)

合同酒精株式会社
総務部 人事グループリーダー

武部 敦子 さん(左)